平成26年第1回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

平成26年2月10日 開会 平成26年2月25日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

平成26年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成26年2月10日

1 出席議員

腰 JII 日出夫 君 坂 道人 君 1番 2番 金 ますだ 3番 木 敏 文 君 4番 よしお 君 鈴 藤 すすむ 君 5番 伊 君 6番 泉 健 鵜野澤 7番 森 佐 衛 君 8番 夫 君 9番 市 原 重 光 君 10番 澤 宏 君 出 中 村 秀 美 君 間 君 11番 12番 東 永 次 君 君 13番 北 田 頼 光 14番 大多和 秀 15番 関 民之輔 君 17番 松 﨑 勲 君 18番 松 崎 剛 忠 君

2 欠席議員

16番 神崎好功君

3 説明員

理 中 豊 君 管 理 者 Ш 孫一郎 管 者 田 彦 副 玉 君 管 理 陽 副 管 理 者 市 原 武 君 副 者 髙 君 小 理 者 林 和 雄 君 管 理 者 嶋 尚 武 君 副 副 成 院 事 管 理 者 平 野 君 桐 君 副 貞 夫 谷 好 直 理 戸 博 事 務 局 長 風 恭 君 消 橋 茂 君 防 長 髙 関 浩 君 澤 与志隆 道 部 長 病院事務部長 尚 君 消防本部次長 事務局次長 藤 乗 裕 喜 君 佐久間 重 君 光 (消防本部総務課長) 事務局副参事 水道部次長 髙 梨 芳 君 健 壽 小 倉 君 (事務局総務課長) 消防本部副参事 水道部管理 村 松 仁 君 御園生 俊 君 (消防本部警防課長) 病院総務課長 葛 桂 樹 君 環境衛生課長 Ш 本 俊 明 君 消防本部予防 久 鈴 鹿 達 雄 君 長南聖苑所長 松 野 武 君 長 視聴覚教材センター所長 保健センター 男 中 塚 昌 君 田 宏 君 冨 長 所 温水センタ 進 雄 君 会計管理者 君 藤 丸 正 夫 長 所

教 育 長 古 谷 一 雄 君

4 事務局職員

 議
 会
 御園生
 清
 君
 書
 記
 白
 井
 実
 君

 書
 記
 河
 野
 郁
 夫
 君

議 事 日 程

平成26年2月10日 午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 常任委員会委員の選任
- 第 5 議会運営委員会委員の選任
- 第 6 議案第 1号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)
- 第 7 議案第 2号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場·斎場事業費 補正予算(第1号)
- 第 8 議案第 3号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第2 号)
- 第 9 議案第 4号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第2 号)
- 第10 議案第 5号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算
- 第11 議案第 6号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場·斎場事業費 予算
- 第12 議案第 7号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算
- 第13 議案第 8号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算
- 第14 議案第 9号 長生農業者研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 の制定について
- 第15 議案第10号 長生郡市保健センター夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第11号 使用料及び手数条例の一部を改定する条例の制定について

- 第17 議案第12号 長生郡市広域市町村圏組合障害程度区分認定審査会の設置及び委員の 定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第13号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第14号 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の 制定について
- 第20 議案第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第21 議案第16号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第22 議案第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第23 休会の件

○議長おはようございます。

開会に先立ちまして、諸般の報告を行います。

昨年12月12日、白子町議会で、また本年1月20日、睦沢町議会で、組合規約第5条第2項の規定による選挙がありました。白子町では、議長職議員として北田頼光議員が、議会選出議員として大多和秀一議員が、また、睦沢町では、議長職議員として市原重光議員が、議会選出議員として岡澤宏一議員が選出され、本組合の議会議員となられました。今後のご活躍をご期待申し上げます。

次に、本日定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名は、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

なお、16番・神崎好功君から、欠席する旨の届出がありました。また、病院事業管理者・ 桐谷好直君から遅参する旨の報告がありましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時02分開会

○議長 ただいまから平成26年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。 本日の出席議員は17名です。定足数に達し、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいたしましたので、その 内容について議会運営委員会委員長に報告を求めます。

ますだ議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長(ますだよしお君) おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、平成26年第1回定例会の日程及び会議 の運営方法につきまして協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の日程並びに議事日程を配付してございますので、ご覧いただきたいと 存じます。

まず、本日の日程について申し上げます。日程第1といたしまして、議席の指定を行います。

日程第2としまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第3としましては、会期の決定を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から察するに、本日10から25日までの16日間としたいと思います。また、

会期の内容でありますが、あす11日から24日までは休会とし、25日に本会議をお願いしたい と存じます。

日程第4及び日程第5は、常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任です。この委員会委員の選任につきましては、組合議会委員会条例第7条に基づき、議長の指名によりお願いをいたします。

日程第6から日程第9は、平成25年度各会計の補正予算です。

日程第10から日程第19では、議案10件の上程があり、各々説明を受けた後に、その審議を行います。この内、議案第5号から議案第8号までの平成26年度予算につきましては、質疑後、所管の常任委員会に審査を付託し、休会中に審査をお願い致します。そして、25日の本会議において、委員長報告後採決するようにお願い致します。

次に日程第20号から日程第22号の議案3件は、監査委員と教育委員会委員の人事案件となっております。なお、この平成26年度予算以外につきましては、委員会付託を省略し、質疑後、本日採決するようにお願い致します。

最後に日程第23としまして、休会の件を行います。

次に、25日の日程について申し上げます。日程第1としまして、付託案件の総括審議を行います。日程第2は、閉会中の所管事務調査申し出の件であります。

以上で全日程が終了となります。

なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと存じます。

以上のとおり、議会運営委員会といたしましては、協議・決定を見ましたので、よろしく ご協力をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長 ご苦労さまでした。以上で議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員会委員長から報告のあったとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定によって本職において指定いたします。9番に市原重光君を、10番に岡澤宏一君を、13番に北田頼光君を、そして、14番に大多和秀一君を指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定によって本職において指名いたします。 10番・岡澤宏一君、11番・中村秀美君の両名を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本 日から25日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日10日から25日までの16日間とすることに決定しました。 お諮りいたします。

日程第4、常任委員会委員の選任、並びに日程第5、議会運営委員会委員の選任を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

常任委員会委員の選任、並びに議会運営委員会委員の選任を一括議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名いたします。9番・市原重光君、並びに13番・北田頼光君を、総務常任委員会委員に指名します。

10番・岡澤宏一君、並びに14番・大多和秀一君を、企業常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名いたします。

お諮りいたします。

以上のとおり、各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員に選任することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定しました。

ここで、管理者より挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

管理者·田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 平成26年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り、厚く御礼

申し上げます。また、日ごろより広域行政の進展にご理解とご協力を賜り、重ねて感謝を申 し上げる次第であります。

さて、先ほど議長よりご報告がありましたが、昨年12月、白子町の議会定例会におきまして、議会議長並びに広域組合議員の改選があり、議長職議員として北田頼光議員が、議会選出議員として大多和秀一議員が選出され、また、本年1月には、睦沢町の議会臨時会におきまして、議会議長並びに広域組合議員の改選があり、議長職議員として市原重光議員が、議会選出議員として岡澤宏一議員が選出され、当組合議員に就任されました。4名の方々におかれましては、広域行政進展のため、ご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げる次第であります。

なお、組合議員を退任されました三橋昌好氏・河野豊氏・中村義徳氏におかれましては、 長年にわたり広域行政発展のため、多大なるご尽力を賜りましたことに、衷心より御礼を申 し上げるとともに、今後の一層のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

一方、執行部では、長南町におきまして町長選挙が行われ、平野貞夫町長が住民の皆様の ご支援を受け就任されました。当組合におきましても、副管理者として、その責務に当たっ ていただいているところであります。

私ども7人は、それぞれが当組合の管理者、副管理者として、より一層その職務に専念していく所存でありますので、議員各位におかれましては、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。

なお、長南町長を退任されました、藤見昌弘氏におかれましては、長年にわたり当組合の 副管理者として、広域行政発展のためご尽力をいただいてきましたことに衷心より御礼を申 し上げるとともに、今後の一層のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

ここで、2件ほど、ご報告をさせていただきたいと存じます。

初めに、長生農業者研修センターを廃止することに伴います組合規約の変更についてでありますが、昨年12月の構成市町村の議会におきまして協議をお願いしたところ、議員各位のご理解とご協力のほど、全ての議会で議決を賜ることができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

早速、構成市町村の協議書を付しまして、千葉県へ規約変更についての許可申請をしたところ、2月4日付にて、千葉県知事の許可がおりたところであります。なお、この規約変更の施行日は平成26年4月1日となりますことから、今定例会におきまして、関係条例の廃止議案等をご提案させていただいております。

次に長生病院の関係でありますが、新A棟の整備につきましては、順調に工事が進んでおり、予定どおり2月中には工事が終了する見込みとなっております。その後、検査を経て3月20日に竣工式を執り行い、4月上旬には施設の供用開始を予定しております。

この施設整備によりまして、救急医療体制及び病院機能の強化と、医師等の勤務環境の改善が図られることになりますが、老朽化しているA棟につきましては、平成26年度に建物を解体し、来客者の利便性を考慮した駐車場の整備に向け事業を推進してまいります。

なお、懸案となっております常勤医師の確保については、依然として全国的な医師不足により、地域医療を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、今後も強く国・県に要望等をして、何としても医師の確保・充実を図ってまいりたいと考えております。

さて、本定例会におきまして、平成26年度予算を初めといたします重要な議案の審議をお願い申し上げるわけですが、まず、私から、平成26年度広域行政の運営方針と新年度予算の概要を申し上げまして、議員各位並びに圏域住民の皆様方の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、我が国の経済は長引く不況、デフレからの脱却を目指した政府の緊急経済対策によりまして、歴史的とも言われる円高が是正され、株価の上昇とともに各種経済指標が上向きとなるなど、一定の効果があらわれてきております。また、6年後の東京でのオリンピックの開催が決定し、今後は三本の矢と言われる成長戦略とともに真の景気回復になることが望まれております。

一方、地方財政は税収の伸び悩みや、少子高齢化の進行等による社会保障費の増大が続く 中、東日本大震災からの復旧・復興のため、多額の財政需要が生じるなど、依然として大変 厳しい状況にあります。

そのような中で、組合の運営に当たりましては、こうした状況を十分に踏まえ事務事業の 改善に取り組むとともに、さらなる経費の節減を図りながら事業の効率化を推進してまいる 所存であります。

当組合は、地域住民の生活に直結する行政分野を担っており、近年、住民からの要望は 質・量ともに複雑・多様化してくるものでありますが、生活環境の保全とごみの燃料化推進、 ごみ処理施設等の各種施設における安全で確実な運営、また、消防・災害対応の充実、水道 水の安全で安定した供給、救急医療体制の整備、地域の中核医療を担う長生病院の充実など、 組合に求められる事業の安定と確実な運営に努めまして、住民の負託に応えてまいる所存で あります。 ここで、平成26年度の各会計に係る予算の概要について、資料をもとに申し上げます。

初めに、一般会計予算でありますが、現在深刻な財政状況の悪化に直面し、多くの自治体が徹底した歳出削減に取り組んでいる中、組合としても構成市町村の財政状況並びに組合事業の将来展望を十分に踏まえ、組合設立の本旨を再認識し、市町村負担金の軽減を図ることを念頭に置き、各部署が事業の優先順位を選択し、各種経費を見直し、効率的で実効性の高い予算編成といたしました。

こうした中で、最近においては、財源の精査及び的確な算定に努め、歳出においては各施策の実施に当たり、投資効果・緊急性に十分留意して優先順位の厳しい選択を行い、限られた財源を重点的且つ効率的に配分することといたしました。この結果、一般会計予算の総額は、歳入・歳出それぞれ51億8,000万円余を計上いたしました。

一般廃棄物処理施設に係る委託料等の経費、大規模改修工事等による普通建設事業費などが、前年度に比較して増額となりますが、公債費の減少により一般会計予算の総額は前年度比、当初予算と比較して0.1%の減となりました。今後とも、救急医療体制の充実を初め、一般廃棄物の処理を円滑に進めるとともに、消防業務等の充実に努め、圏域住民の負託に応えてまいりたいと考えております。

次に、特別会計火葬場・斎場事業費予算について、申し上げます。

予算の総額は歳入・歳出それぞれ1億3,000万円余を計上いたしました。起債の償還終了により前年度当初予算と比較して25.9%の減となりました。施設の老朽化に対し、計画的な修繕に努めるとともに、火葬業務に支障を来さぬ細心の注意を払いまして、施設管理の円滑な運営を図ってまいる所存であります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

水道は、圏域住民の生活各種、社会経済活動に欠くことのできない基盤施設として定着し、 その普及率は96%を超えております。しかしながら、近年では給水人口の減少と節水意識の 高まり及び節水機器の普及などを背景に、水需要は減少傾向にあります。また、長引く景気 の低迷により、事業系の大口需要者の使用水量も減少しており、経営状況は、さらに厳しさ を増すものと考えております。

こうした中で、平成26年水道事業会計予算といたしましては、業務の予定量を給水戸数6万戸、給水人口14万7,000人、年間総給水量1,993万立方メートルと見込みました。収益的収支につきましては、収益的収入を53億7,000万円余とし、収益的支出を52億9,000万円余といたしました。また、資本的収支は資本的収入を6億3,000万円余とし、資本的支出を16億

4,000万円余といたしました。常に安全で安心して飲むことのできる水の安定給水に向け、 引き続き施設の耐震化や、配水管などの老朽施設の更新事業を進めてまいります。

次に、病院事業会計について申し上げます。平成26年度予算の事業料は入院患者数を4万7,000人余、外来患者数を9万人余と見込みました。収益的収支につきましては、病院事業収益を37億1,000万円余、病院事業費用38億7,000万円余とし、また資本的収支は資本的収入を2億3,000万円余、資本的支出を3億4,000万円余といたしました。

今後とも、圏域内唯一の公立病院として、その役割を果たすべく、さらなる企業努力により一層の経営健全化に努めるとともに、地域住民のニーズに沿った地域医療の提供を行っていく所存であります。

以上、平成26年度の施策並びに新年度予算の概要につきましてご説明を申し上げました。 また、その他の議案につきましては、それぞれ担当の者から説明をいたしますので、議員 各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、ご可決を賜りますようよろしくお願い を申し上げます。

以上、議会定例会に当たりまして、ご挨拶をさせていただきました。

○議長 以上で管理者の挨拶は終わりました。

日程第6、議案第1号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)、日程第7、議案第2号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算(第1号)、日程第8、議案第3号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第2号)並びに日程第9、議案第4号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第2号)を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、この4件を一括議題といたします。

初めに、事務局所管の、議案第1号と議案第2号について、提案理由の説明を求めます。 風戸事務局長。

○事務局長(風戸博恭君) 議案第1号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正 予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

補正予算の3ページをお開きいただきたいと思います。本案は、歳入・歳出予算の総額に 歳入・歳出それぞれ1億5,354万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ 53億8,212万4,000円にしようとするものでございます。その主な内容でございますが、人件 費の減額と過年度分の市町村負担金の精算還付並びに修繕料等の増額補正でございます。

では、その概要を歳出より申し上げます。初めに人件費についてですが、10ページをお開 きください。

上段の表、一般職(総括)をご覧ください。比較の欄でございますけれども、給料につきましては、臨時的給与削減及び人事異動等に伴い7,214万円の減になっております。

職員手当につきましては、給与削減に伴い地域手当を3%から6%に復元したこと等によりまして、1,918万円になります。共済費につきましては、給料の削減に伴い、全体額が減額となったこと等に伴いまして、1,940万円減額となり、人件費全体といたしまして7,236万円を減額補正しようとするものでございます。

この人件費の減額につきましては、職員給付金として計上しております2款総務費・3款 民生費・4款衛生費・6款消防費・7款教育費を精査いたしまして、それぞれ補正しようと するものでございます。詳細につきましては、11ページにも記載してございますので、後ほ ど、ご覧いただきたいと存じます。

次に、過年度分の市町村負担金の精算還付についてですが、7ページをお開きいただきた いと思います。

過年度分の市町村負担金の精算還付につきましては、市町村の特別会計により明示されています介護認定審査会費に係る精算還付、市町村からの特別負担金による非常備消防施設費の精算還付、これらを除く精算還付の3つの費目により還付をいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 4 目諸費で 2 億934万3,000円、 3 款民生費 1 項介護認定費 1 目介護認定審査会費で152万8,000円。 9 ページになりますけれども、 6 款消防費 1 項消防費 4 目非常備消防施設費で1,404万4,000円。合計で 2 億2,491万5,000円を還付しようとするものでございます。

各費目ごと、各市町村ごとの詳細につきましては、21ページに記載してございますので、 後ほどご覧をいただきたいと思います。

その他の補正内容でございますけれども、7ページをご覧いただきたいと思います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、人件費の減額のほか、13節委託料・14節使用料及び賃借料を入札等の減により減額し、11節需用費について84万円の増額をお願いするものでございます。その内容ですが、管理棟のエアコンの室外機及び自動ドアの回転装置に不具合が生じておりますことから、これらを修理するための補正をお願いするものでございます。

8ページをご覧ください。4款衛生費2項清掃費7目一般廃棄物処理施設建設基金でございますが、基金による利子を積み立てるもので、6万6,000円を計上いたしました。

9ページをご覧ください。6款消防費1項消防費1目常備消防費につきましては、人件費の減額のほか、13節委託料・14節使用料及び賃借料を入札等の減により減額し、11節需用費について、313万7,000円の増額をお願いするものでございます。

需用費増額の内容ですが、ガソリンや電気料の値上げ、救急出動回数の増加等によりまして燃料費・光熱水費に不足が生じる見込みとなったため、所要の補正をお願いするものでございます。

その他の費目につきましては、先ほどご説明いたしました人件費の補正でございます。 以上が歳出の主な内容でございます。

次に歳入について申し上げます。6ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金1項負担金1目負担金につきましては、7,144万1,000円を減額補正 しようとするものでございます。人件費の減額等に伴いまして、市町村負担金も減額するも のでございます。

各費目ごと、各市町村ごとの詳細につきましては、20ページに記載してございますので、 後ほどご覧になっていただきたいと思います。

5 款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金、6万6,000円につきましては、一般 廃棄物処理施設建設基金の預金利子で、歳出で計上いたしました基金積立金の原資でござい ます。

7款繰越金1項繰越金1目繰越金、2億2,491万5,000円につきましては、これをもって歳 出でご説明いたしました市町村への過年度分担金精算還付をするものでございます。

以上、議案第1号について、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第2号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ480万6,000円を追加し、歳入・歳出 予算の総額を歳入・歳出それぞれ1億8,541万円にしようとするものでございます。その内 容でございますけれども、人件費の減額と過年度分の市町村負担金の精算還付でございます。 その概要を歳出より申し上げます。初めに人件費についてですが、5ページをお開きくださ 11

上段の表、一般職(総括)をごらんください。比較の欄ですが、給与につきましては、臨時的給与削減及び人事異動等に伴い20万円の減額。職員手当につきましては、給与削減に伴い地域手当を3%から6%に復元したことによる増額があるものの、人事異動等によりまして50万円の減額。共済費につきましては、給与の減額に伴い、全体額が減額になったことによる30万円の減額となります。人件費全体といたしましては、100万円を減額補正修正するものでございます。

4ページの歳出の欄をごらんください。

この人件費の減額につきましては、1款事業費1項事業費1目聖苑管理費並びに2目霊柩車管理費を精査し、それぞれ補正しようとするものでございます。過年度分の市町村負担金の精算還付につきましては、1目聖苑管理費23節償還費利子及び割引料で580万6,000円の補正により行おうとするものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。上段の歳入をご覧ください。 1 款分担金及び 負担金 2 項負担金 1 目負担金につきましては、100万円を減額補正しようとするものでござ います。人件費の減額に伴いまして、市町村負担金を減額するものでございます。各費目ご と、各市町ごとの詳細につきましては8ページに記載してございますので、後ほどご覧いた だきたいと思います。

3 款繰越金1項繰越金1目繰越金、580万6,000円につきましては、これをもって歳出でご説明いたしました市町への過年度負担金精算還付をするものでございます。各費目ごと、各市町ごとの詳細につきましては、9ページに記載してございますので後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、議案第2号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長 次に議案第3号について提案理由の説明を求めます。 関水道部長。
- ○水道部長(関 浩一君) 議案第3号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計 補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条業務の予定量でございますが、水道使用量の減少によりまして、年間給水量を当初 予算の2,004万800立方メートルを1,982万9,000立方メートルに、また1日平均給水量の5万 4,906立方メートルを5万4,326立方メートルに改めるものでございます。その主な要因といたしましては、大口需要者・給水人口の減少、あるいは節水機器等の普及によりまして、使用水量が減少したものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出でございますが、まず、収入の第1款水道事業収益は1億2,661万9,000円の減額をお願いし、補正後の予定額を50億5,749万4,000円にしようとするものでございます。その内訳でございますが、第1項営業収益は、8,718万7,000円の減額をお願いし、41億3,241万円とするものでございます。

この主な要因でございますけれども、給水収益は、一般家庭用の節水機器の普及、大口需要者と給水人口の減少等によりまして、使用料が減少したもので、6,482万2,000円の減額をお願いし、また、受託工事収益は配水管の切廻し工事等の減少に伴いまして2,236万5,000円の減額をするものでございます。

第2項の営業外収益は3,943万2,000円の減額をお願いし、9億2,508万1,000円とするものでございます。この要因でございますけれども、給水申込納付金は新規給水申込件数の減少から、2,060万8,000円の減額をお願いし、また、県補助金は市町村水道総合対策助成要綱に基づき、県からの内示によりまして4.9%減の1,961万円を減額するものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用でございますけれども、7,360万7,000円の減額をお願いし、補正後の予定額を50億5,589万1,000円とするものでございます。その内訳でございますけれども、第1項の営業費用は職員の異動等に伴う人件費の調整、あるいは委託料・工事請負費及び減価償却費等の減少によりまして、8,096万1,000円の減額をお願いし、47億6,403万9,000円とするものでございます。

第2項営業外費用でございますけれども、仮受け消費税と仮払い消費税の差し引きによりまして、支払い消費税の増加により170万3,000円の増額をお願いし、2億8,619万8,000円とするものでございます。

第3項の特別損失でございますが、平成19年度分の水道料金未収分延べ571件分を不納欠 損処分とし、補正後の予定額を565万4,000円にするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第4条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を10億9,016万円に改め、補填財源として当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,704万2,000円、過年度分損益勘定留保資金5億2,093万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億2,218万5,000円で補填することに改めるものでございます。

収入の第1款資本的収入は1億8,529万2,000円の減額をお願いし、補正後の予定額を8億3,478万4,000円とするものでございます。その内訳でございますが、第1項の企業債は起債借入許可額の減少によりまして1億7,510万円の減額をお願いし、8億170万円とするもので、第2項負担金は下水道等の負担金工事の減少により985万1,000円の減額をお願いし、3,246万7,000円とするものでございます。

第3項の雑収入は、34万1,000円の減額をお願いし、61万7,000円とするものでございます。 次に支出でございますが、第1款の資本的支出は、1億8,852万8,000円の減額をお願いし、 補正後の予定額を19億2,494万4,000円とするものでございます。その内訳でございます。第 1項の建設改良費は1億8,860万2,000円の減額をお願いし、10億4,492万9,000円とするもの でございます。主な減額要因でございますが、配水管布設替え工事及び実施設計業務委託等 の入札差金が生じたことによるものでございます。

第2項の企業債償還金は、企業債の借りかえに伴い7万4,000円の増額をお願いし、8億8,001万5,000円とするものでございます。第5条企業債は、起債の目的別限度額を事業ごとに変更し、限度額の合計額を9億7,680万円から8億170万円に改めるものでございます。

次に、3ページをお願い申し上げます。

第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費は、給与改定等に伴う人件費の調整によりまして、197万4,000円の減額をお願いし、4億8,467万1,000円とするものでございます。

以上、平成25年度水道事業会計補正予算(第2号)の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 次に議案第4号について提案理由の説明を求めます。

岡澤長生病院事務部長。

○病院事務部長(岡澤与志隆君) 議案第4号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条業務の予定量でございますが、(2)の年間の患者数は入院患者数を7,154人減ら し4万1,756人に、外来患者数は7,320人減らし8万5,400人にしようとするものでございま す。この理由は、医師数を当初予算では常勤医師20名で見込んでいましたが、平成25年3月 末に眼科医師1名、泌尿器科の1名の常勤医師が退職され、18名体制で4月をスタートする こととなりました。さらに、9月末には、千葉大から派遣されていた外科医師が千葉大に戻 られ、1名減となりました。こうした中、医師の採用については10月に小児科医師1名、泌尿科医師1名を採用することにより、常勤医師については、現在19名体制で運営しているところでございます。

よって、平成25年度は常勤医師数が不安定な状況から、入院・外来とも患者数の減少となったところでございますが、外来患者数の減少の要因として、眼科と泌尿器科医師の退職が大きく影響しているとともに、入院患者につきましても、外科と泌尿器科医師の退職が影響していると考えております。

次に第3条収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。まず、第1款病院事業収益は既決予定額から3億1,946万5,000円を減額し、33億662万7,000円としようとするものでございます。1項医業収益は3億2,021万4,000円減額し、26億8,597万7,000円にしようとするもので、うち1目入院収益が2億6,862万5,000円減額し、16億5,353万8,000円に、2目外来収益は4,289万6,000円減額し、7億6,006万円に、3目その他医業収益は869万3,000円減額し、1億2,798万4,000円にしようとするものです。この理由は先ほど申し上げましたとおり、医師数の減による患者数の減少によるものでございます。

2項医業外収益は既決決定額から74万9,000円増額し、6億2,065万円にしようとするものでございます。この主な理由は、5目売店収益は減少するものの、4目その他医業外収益の診療支援受託料等の増額に伴う増減によるものです。

次に支出でございますが、1款病院事業費用は既決予定額から2億4,502万4,000円を減額し、33億662万7,000円にしようとするものでございます。一項医業費用は2億4,198万3,000円を減額しようとするもので、減額の主な理由は、まず、1目給与費で既決予定額から8,603万8,000円減額し、22億1,621万円にしようとするもので、当初予定していた職員数を下回ったことによるものでございます。2目材料費は9,057万8,000円を減額し、4億5,430万9,000円にしようとするもので、患者数の減少によるものでございます。3目経費は6,830万6,000円減額し、4億5,365万1,000円にしようとするもので、委託料において警備業務や消耗備品などの入札実施による減によるものでございます。

次に、2項医業外費用は430万5,000円減額し、4,882万3,000円にしようとするもので、減額の主な理由は2目売店費用の減等によるものでございます。次に3項特別損失は126万4,000円を追加し、126万5,000円にしようとするもので、これは未収医療費の入院1件、外来4件について、行方不明・本人死亡などにより回収が不可能なものについて、不納欠損処

理をしようとするものでございます。よって、補正後の病院事業収益33億662万7,000円から病院事業費用の33億662万7,000円を引いた当期純損益はプラスマイナスゼロを見込んでおります。

以上が、収益的収支でございます。

次に、4ページをお開きください。第4条資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入の1款資本的収入は、既決予定額を75万円増額し、7億7,871万6,000円にしようとするものでございます。これは3項補助金において、千葉県地域医療再生基金災害医療体制整備事業補助金を150万円受け入れることに伴い、2項市町村出資金を75万円減額し、3条予算へ組み替えさせていただくものでございます。

次に2ページへお戻りください。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,855万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額254万円及び過年度分損益勘定繰越金1,601万4,000円で補填しようとするものでございます。

次に、第5条議会の議決を得なければ流用することのできない経費の職員給与費でございますが、医業費用の給与費減額に伴い、既決予定額23億224万8,000円から22億1,621万円に改めようとするものでございます。

次に、第6条たな卸資産の購入限度額でございますが、医業費用の材料費の減額に伴い、 既決予定額の5億4,488万7,000円から465,430万9,000円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のもとご可決くださいますようお願いします。

○議長 以上で説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に質疑に入ります。

まず、議案第1号について質疑を許します。質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ討論を終結します。

続いて、議案第2号について質疑を許します。質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ討論を終結します。

続いて、議案第3号について質疑を許します。質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終結します。

最後に、議案第4号について質疑を許します。質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第1号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の採決をいたしますが、この採決は組合規約第8条の2が適用されます。 採決いたします。議案第2号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎 場事業費補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。 (賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

最後に、議案第4号 平成25年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第10、議案第5号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算、日程 第11、議案第6号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算、 日程第12、議案第7号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算並びに日程 第13、議案第8号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算を一括議題とし たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、この4件を一括議題といたします。

初めに、事務局所管の、議案第5号と議案第6号について、提案理由の説明を求めます。 風戸事務局長。

○事務局長(風戸博恭君) 議案第5号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算

について、ご説明申し上げます。

平成26年度の予算編成に当たりましては、市町村負担金の軽減を念頭に置き、歳入については財源の的確な算定を行い、歳出については費用対効果を重視しました。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

一般会計予算の議決項目につきましては、予算書の1ページから7ページの第4表負担金 負担割合に載ってございます。予算の総額でございますけれども、歳入歳出それぞれ51億 8,341万5,000円に定めるものでございます。前年度予算と比較いたしまして444万9,000円、 0.1%の減額となりました。

予算の特徴でございますけれども、平成26年4月1日からの消費税増税に伴う影響や、大芝土地区画整理組合の事業整理に伴う賦課金、新し尿処理場建設に係る業務委託や、粗大ごみ処理施設運転管理の業務委託等により増額となった一方で、ごみ処理施設債等の一部償還終了に伴い、公債費が大幅に減額となっております。予算の概要について、別冊の資料として配付してございます予算案の概要によりご説明をいたします。

概要の4ページをお開きいただきたいと思います。別冊資料の概要をご覧いただきたいと 思います。

初めに、歳出よりご説明をいたします。1款議会費は196万7,000円を計上いたしました。 議員報酬を初めとする議会運営のための経費でございます。2款総務費は2億5,632万4,000 円を計上いたしました。職員人件費のほか、総務管理に関する各種経費でございます。前年 度に比較して7,167万円、38.8%の増額となりました。増額となった主な要因ですが、大芝 土地区画整理事業賦課金4,251万3,000円や、温水センタープール棟屋上防水工事として 2,484万円を計上したことによるものでございます。

3 款民生費は総額で3,464万4,000円を計上いたしました。1項介護認定審査会費は2,717 万8,000円を計上いたしました。審査員報酬及び職員の人件費のほか、審査会開催のための人件費でございます。前年度に比較をいたしまして152万円、5.9%の増となりました。前年度より審査件数を200件増と見込み、審査会の開催回数も増となるものでございます。

2項障害支援区分認定審査会費は746万6,000円を計上いたしました。審査員報酬及び職員の人件費のほか、審査会開催のための経費でございます。前年度と比較をし、63万6,000円9.3%の増となりました。審査件数を平準化するため審査会の回数を増加することによるものでございます。

次に、4款衛生費は総額で20億3,005万3,000円を計上いたしました。

1項保健衛生費に2億7,121万1,000円を計上いたしました。1目保健衛生総務費2億2,668万9,000円は、待機病院業務委託・休日在宅当番医業務委託等に係る経費でございます。前年度に比較をいたしまして574万円、2.6%の増となりました。主な要因は待機病院業務委託・休日在宅当番医業務委託が、消費税増税に伴い増額になったものでございます。2目夜間急病診療所費4,097万8,000円は夜間急病診療所の医師報酬を初め、看護師賃金等、夜間急病診療所の運営に関する各種経費でございます。前年度と比較して2,931万7,000円、41.7%の減となりました。減額となった主な要因は、平成25年度の地域医療財政特例交付金を受けて実施いたしました夜間急病診療所改修工事が終了したことによるものでございます。次に3目温水センター屋外施設費354万4,000円は、スポーツ運動広場・テニスコート等の維持管理に要する経費でございます。2項清掃費でございますが、17億5,884万2,000円を計上いたしました。1目清掃総務費1億697万9,000円は、職員人件費のほか、し尿処理施設運転管理業務委託を初め、し尿処理に係る各種経費でございます。前年度に比較して140万5,000円、1.1%の減となりました。主な要因ですが、施設に係る大規模な修繕工事が減少したところによるものでございます。

3目可燃物処理費 9 億6,815万3,000円は、職員人件費のほか可燃物収集業務委託・焼却施設運転管理業務委託を初め、可燃物の収集処理に係る経費でございます。前年度に比較して2,613万6,000円、2.8%の増でございます。主な要因は施設の大規模修繕工事の費用が減ったことによる減額要因がありましたが、消費税の増税によるもののほか、消耗品では燃えるごみ専用袋の原料高騰による増、委託料ではごみ焼却施設の総合点検業務委託にて4年に1回実施する蒸気タービンの開放点検、焼却灰の運搬処理委託等で増額となったことによるものでございます。

4目不燃物処理費 1 億8,497万9,000円は、職員人件費のほか不燃物の収集・処理に係る経費でございます。前年度に比較して975万5,000円、5.6%の増となりました。新たに粗大ごみ処理施設の運転管理業務を委託することにより、人件費 4 人分を削減し経費の削減を図りましたが、一方で消費税の増税やアルミプレス機補修工事等が増額になり、不燃物処理費全体として増となったものでございます。

5目最終処分場費1億6,494万円は、職員人件費のほか、エコパーク長生及び佐貫最終処分場の施設の維持管理や埋め立て処理に使う各種経費でございます。前年度に比較して2,069万2,000円、14.3%の増となりました。主な要因は、消費税の増税によるもののほか、

電気料金や燃料費の単価上昇による増、エコパーク長生の塩固化設備の修繕費や、RO装置 モジュール交換工事等が増額となったことによるものでございます。

6目資源化推進費1億6,633万1,000円は、紙類・ビン類等を収集するための委託費のほか、 ビン・ペットボトル選別処理委託等でございます。前年度に比較して556万5,000円、3.5% の増となりました。主な要因は消費税の増税によるものでございます。

7目新し尿処理場建設費3,683万8,000円は、平成27年度から平成29年度で建設を計画しています新し尿処理場建設に関連する各種業務委託経費でございます。主な内容は、土地の測量や地質調査委託・施設整備基本計画策定業務委託のほか、生活環境影響調査委託等でございます。

8目一般廃棄物処理施設建設基金費は、存目のための予算計上でございます。

次に、5款消防費は、総額で24億3,844万5,000円を計上いたしました。1目常備消防費20億7,170万2,000円は、職員235人分の人件費並びに常備消防運営に至る各種経費でございます。前年度に比較して、6,211万円、3.1%の増となりました。主な要因ですが、人件費において各種職員手当等が増加したこと、備品購入費で空気ボンベ更新等の警防備品の増により増額となったものでございます。

2 目非常備消防費 1 億2,772万9,000円は、団員1,491人分の報酬を初め、消防団に係る活動経費でございます。前年度に比較して1,760万2,000円16.0%の増となりました。主な要因は被服費によって消防団員の夏物活動服を更新したことによるものでございます。

次に、3目常備消防施設費1億1,501万1,000円は、常備消防施設の維持管理及び車両更新等の各種経費でございます。前年度に比較して1,496万2,000円、15.0%の増となりました。

主な要因は、ちば消防共同指令センターに係る機器等の保守点検委託、消防本部中央消防 署非常用発電設備設置工事等の工事費、車両更新台数の増等によるものでございます。

4 目非常備消防施設費 1 億2,400万3,000円は、市町村からの要望に基づく非常備消防施設の維持管理や車両更新、また、消火栓新設及び補修に関する各種経費でございます。前年度に比較して833万6,000円、7.2%の増となりました。主な要因は消防庫新築 2 棟の増、消火栓新設 5 栓の増によるものでございます。

次に、6款教育費は1,921万1,000円を計上いたしました。職員人件費のほか学校教育及び 社会教育用ビデオの購入など、視聴覚教育に係る各種経費でございます。前年度に比較して 77万9,000円4.2%増となりました。大型プロジェクター等、備品購入費の増により増額となったものでございます。 次に、7款公債費は3億8,277万1,000円を計上いたしました。前年度に比較して2億5,599万9,000円、40.1%の減となりました。ごみ処理施設債・非常備消防施設債において起債の一部が償還終了になったことによるものでございます。

次に8款予備費は前年同額の2,000万円を計上いたしました。農林水産業費につきましては、農業者研修センターの廃止に伴い減額するものでございます。

以上が歳出についての概要でございます。

次に歳入についてご説明をいたします。2ページにお戻りいただきたいと思います。

前年度に比較して3,207万3,000円、0.8%の減でございます。主な要因は、歳出で起債の一部が償還終了になったこと、歳入で組合の自主財源であるごみ処理手数料や資源化物売却代等の諸収入を、実績により増額と見込んだことによるものでございます。

次に、2款使用料及び手数料は7億8,443万円を計上いたしました。前年度に比較し1,877万5,000円、2.5%の増でございます。主な要因は、一般廃棄物収集処理手数料で、ごみ処理手数料の処理見込み量を実績により300トン多く見込んだこと及び消費税増税の転嫁に伴うものでございます。

次に、3款国庫支出金は1,111万7,000円を計上いたしました。新し尿処理場建設を平成27年度から29年度末で計画しておりますが、建設に係る業務委託について補助対象事業費の3分の1を交付金として見込み計上したものでございます。

次に、4款県支出金は1,375万3,000円を計上いたしました。内訳ですが消防施設整備に係る石油貯蔵施設立地対策等交付金879万9,000円、消防防災施設強化事業補助金495万4,000円でございます。前年度に比較し、1,504万6,000円、52.2%の減でございますが、その主な要因は、保健センター夜間急病診療所の改修工事が終了したため、地域医療再生特例交付金2,000万円が減額となったことによるものでございます。

次に、5款財産収入は31万9,000円を計上いたしました。消防用車両の廃車車両売却代等 でございます。

次に、6款繰入金は存目のための予算計上でございます。

次に、7款繰越金は5,097万9,000円を計上いたしました。内訳でございますが、予備費充当分として2,000万円、また、組合が平成24年度に要した飛灰保管用フレコンバッグ等の費用が東京電力からの損害賠償金として見込まれるため、衛生費充当分として3,097万9,000円を計上したものでございます。前年度に比較し2,986万5,000円、36.9%減となっておりますが、市原エコセメントの操業停止に伴う焼却灰運搬処理に係る繰越金が減額となったことに

よるものでございます。

次に、8款諸収入は1億3,949万円を計上いたしました。前年度に比較して1,372万7,000円、10.9%の増でございます。その主な要因は、資源化物売却代・売却電気料金等が増額となっているものでございます。資源化物売却代は鉄・アルミ等の価格が比較的安定していることから単価の上昇を見込んだこと、また売却電気料金はごみ焼却施設の発電所がバイオマス発電所としての認定を受けての売電となったことによるものでございます。

次に、9款組合債は1億400万円を計上いたしました。常備消防車両の更新並びに非常備消防施設に対し借り入れをするもので、前年度に比較し2,870万円、38.1%の増となりました。その主な要因は、非常備消防施設整備の借り入れ分について充当率が引き上げられたこと等によるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、予算書をご覧いただきたいと思います。5ページをお開きください。

第2表継続費についてご説明を申し上げます。本表は新し尿処理場建設費用について、表のとおり事業名・総額・年度・年割り額を定めようとするものでございます。新し尿処理場建設に係る委託事業を加えた全体の事業は、平成26年度から29年度にかけての執行を予定しております。その中で、生活環境影響調査業務委託・事業計画支援業務委託については、手続等の関係により2カ年の継続事業として実施しようとするものでございます。年度割り額は、平成26年度に62%の1,109万円、平成27年度に38%の679万円と定めるとするものでございます。

6ページをお開きください。第3表地方債について、ご説明を申し上げます。本表は消防 施設整備事業について表のとおり限度額・起債の方法・利率・償還の方法を定めようとする ものでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。第4表負担分負担割につきまして、各 費目の負担割合を本表のように定めるとするものでございます。

以上、議案第5号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算について、ご説明申し上げます。

予算書の73ページをお開きいただきたいと思います。

本案の議決項目につきましては、予算書の73ページから76ページ第2表負担分負担割でご

ざいます。予算の総額ですが、歳入・歳出それぞれ1億3,383万2,000円に定めようとするものでございます。前年度当初予算と比較して4,677万2,000円、25.9%減となりました。その内容を別冊資料の予算案の概要により、ご説明申し上げます。

概要の10ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳出でございますけれども、1 款事業費に 1 億3, 283 万2, 000 円を計上いたしました。前年度と比較して810 万2, 000 円、5. 7% の減でございます。

1目聖苑管理費 1 億2,549万7,000円は職員人件費のほか、火葬業務委託を初めとする聖苑の管理運営費でございます。前年度に比較して812万4,000円、6.1%の減となりました。工事請負費において、中央監視盤及び制御機器更新工事の終了により減額となったことによるものでございます。2目霊柩車管理費733万5,000円は職員人件費のほか、霊柩車の維持管理に関する経費でございます。

次に、2款予備費は前年度と同額の100万円を計上いたしました。公債費につきましては、 平成25年度で起債の償還が終了したことによる廃款でございます。この起債の償還終了が前 年度当初予算と比較して大幅に減額となった要因でございます。以上が歳出の概要でござい ます。

次に、歳入についてでございますが、上段の表をご覧ください。 1 款分担金及び負担金は 市町負担金として8,746万3,000円を計上いたしました。前年度に比較して4,743万7,000円、 35.2%の減となりました。歳出において起債の償還が終了したことによるものでございます。 次に、2款使用料及び手数料は聖苑使用料・霊柩車使用料等として4,526万5,000円を計上 いたしました。実績に基づき前年度と比較して72万5,000円、1.6%の増となりました。

次に、3款繰越金は予備費充当分として100万円を計上いたしました。

次に、4款諸収入は10万4,000円を計上としました。以上が歳入の概要でございました。 続きまして、予算書の76ページをお開きいただきたいと思います。

第2表負担金負担割につきまして、本表のとおり定めようとするものでございます。

以上、議案第6号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長 議案第7号について提案理由の説明を求めます。 関水道部長。
- ○水道部長(関 浩一君) 議案第7号 平成26年度長生郡広域市町村圏組合水道事業会計予 算につきまして、ご説明申し上げます。なお、概要書によりご説明申し上げます。

11ページをお願いいたしたいと思います。予算書では93ページとなります。

初めに業務量の見込みでございます。まず、給水戸数は6万124戸で、前年度と比べ1.2% 増を見込んでおります。一方、給水人口は14万7,611人と前年度比0.6%減を見込んでおります。年間総給水量は、大口水道使用者や人口の減少、節水機器の普及等によりまして1,993万6,000立方メートルで、前年度予算に比べますと10万4,800立方メートル、0.5%の減量を見込んでおります。

また、1日平均給水量は5万4,619立方メートルでございます。経理・事業の概要でございますけれども、収益的収入及び支出では、第1款の水道事業収益といたしまして、53億7,001万1,000円となり、前年度に対しては1億8,589万8,000円、3.6%の増額でございます。その内訳ですが、第1項の営業収益は42億7,544万1,000円で、前年度に対して5,584万4,000円、1.3%の増額でございます。その内、給水収益は水道料金の42億2,444万6,000円を予定しております。これは、大口水道使用者や人口の減少等に伴う使用量の減少によりまして減額となりますが、消費税率の改定によりまして前年度比では5,909万4,000円、1.4%の増額となっております。受託工事収益でございますが、3,672万円を予定しております。これは、市町村の下水道事業等に伴う水道管の布設替え工事の受託収益を見込んだものでございます。

次に、第2項の営業外収益は10億9,456万7,000円で、前年度比で1億3,005万4,000円、13.5%の増額で、その内、市町村負担金及び県補助金は高料金対策といたしまして、前年度と同額の4億290万円を計上いたしました。長期前受金戻入は、会計基準の見直しに伴い補助金負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、1億4,569万9,000円を計上いたしました。

続きまして、費用でございます。12ページをお願いいたします。

第1款の水道事業費用は52億9,689万3,000円となり、前年度比で1億6,080万5,000円、3.1%の増額でございます。第1項の営業費用は49億9,700万6,000円で、前年度比で1億5,200万6,000円3.1%の増額でございます。その内、原水及び浄水費30億8,873万6,000円は電気料金の値上げに伴う動力費の増額によりまして前年度比9,304万6,000円、3.1%の増となりました。

また、九十九里地域水道企業団から購入いたします1,614万8,200立方メートルの受水費は28億459万6,000円で、前年度比では7,281万3,000円、2.7%の増となりました。配水及び給水費4億3,276万円は配水池から各家庭へ水を送るための経費でございます。主に、修繕

費・委託料・工事請負費でございます。受託工事費3,672万円でございますが、構成市町村の下水道事業等に伴う配水管の布設替え工事の受託を予定しているものでございます。

業務費 2 億8,022万円は、検針・集金等に係る委託料が主なものでございます。総係費 2 億2,565万7,000円は主に人件費でありますけれども、会計基準の見直しにより、新たに賞与引当金及び退職給付引当金を計上したものでございます。減価償却費 8 億9,347万5,000円は有形固定資産を定額法により算出し、償却する費用を計上いたしました。

次に、第2項の営業外費用2億6,758万8,000円の主なものは、支払い利息で2億5,547万1,000円、前年度までに借り入れました企業債の支払い利息でございます。消費税及び地方消費税1,201万6,000円は、仮受け消費税から仮払い消費税を控除した納税額でございます。

次に、第3項特別損失は、会計基準の見直しによりまして、前年度の賞与引当金繰入額3,229万9,000円を計上いたしました。人件費でございますけれども、水道事業全体の職員数は前年度と同人数の58人として給与総額4億9,207万1,000円を予定、し前年度比で542万6,000円の増額でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

まず、上段の表でございますけれども、これは収益的収入及び支出の予算額を税抜き表示 してございます。前年度予算額と比較いたしますと、収益・費用それぞれ50億6,477万5,000 円としまして、均衡予算を組ませていただいております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。予算書では94ページとなります。まず、第1款資本的収入の予算額は6億3,657万8,000円で、前年度比で6,189万8,000円、8.9%の減でございます。この内訳でございますけれども、第1項の企業債5億9,430万円は老朽管布設替え工事及び配水管布設替え工事の財源となります企業債でございます。第2項負担金4,132万5,000円は、消火栓新設工事・道路改良及び宅地開発等による負担金収入でございます。第3項の雑収入95万3,000円は、負担金工事に係る設計手数料等でございます。

続きまして、14ページをお願いしたいと思います。

支出でございますが、第1款の資本的支出の予算額は16億4,262万5,000円で、前年度対比 1億4,620万4,000円、8.2%の減額でございます。第1項の建設改良費は10億4,832万2,000 円で、前年度比1億8,320万9,000円、14.9%の減額でございます。その内、原水施設費1億 692万円は、山之郷浄水場系の送水管布設替え工事及び長南浄水場電気室の改修工事等でご ざいます。

また、配水施設費8億5,686万9,000円は、配水管布設工事並びに更新工事、針ヶ谷減圧弁

改修工事等による老朽化施設の更新事業でございます。第2項企業債償還金5億9,430万3,000円は、元金償還が5年据え置きであることから、主に平成20年度以前に借り入れました企業債元金の償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億604万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補塡するものでございます。

以上、平成26年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、 ご可決くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長 続きまして議案第8号について提案理由の説明を求めます。 岡澤病院事務部長。
- ○病院事務部長(岡澤与志隆君) 議案第8号 平成26年度長生郡市広域市町村圏広域組合病 院事業会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

予算概要の15ページをお開きください。予算書の135ページから137ページとなります。

初めに、今回、地方公営企業会計制度が昭和41年以来46年ぶりに大幅に改正され、平成26年度の予算から適用されることとなりました。また、事業としては、旧A棟の解体工事と、その跡地を67台収容できる駐車場の整備工事を予定しているところでございます。よって、平成26年度の予算につきましては、これらの事業を含め、新会計制度により予算編成をいたしております。

まず、業務量の見込みでございますが、項目2の年間患者数は、入院患者数を1日平均130人、前年度比マイナス3.0%、1,460人減の4万7,450人と見込み、外来では1日平均370人、前年度比マイナス2.6%、2,440人減の9万280人といたしました。

次に、病院事業収益及び費用をご説明申し上げます。下段の表をご覧ください。

まず、1款病院事業収益は、前年度比2.0%、7,112万1,000円増の37億1,099万3,000円を 計上いたしました。1項医業収益は、3,680万3,000円増の30億4,299万4,000円を計上し、う ち1目入院収益は、1,047万6,000円増の19億3,263万9,000円を計上いたしました。

2目外来収益は、2,310万6,000円増の8億2,606万2,000円を計上いたしました。3目その他医業収益は、特定健診や人間ドック等で165万2,000円増の1億3,832万9,000円を計上いたしました。4目市町村負担金は、救急医療の確保に要する経費とし156万9,000円増の1億4,596万4,000円を計上いたしました。

次に、2項医業外収益でございますが、前年度比マイナス3.2%、2,043万8,000円減の6億1,324万3,000円を計上しております。2目市町村負担金は、企業債利息・高度医療リハビ

リテーション・小児医療等に要する経費で、4,819万1,000円減の5億2,158万6,000円を計上いたしました。3目補助金は、県からの救急基幹センター運営費補助金等で、55万7,000円増の1,116万9,000円を計上いたしました。4目長期前受金戻入は、会計制度見直しにより新たに設けられた科目で、減価償却における補助金等のみなし償却制度の廃止に伴い発生する収益等で3,734万2,000円を計上いたしました。

5目その他医業外収益は、自動販売機の売り上げや他の医療機関への医師派遣料で27万円増の1,981万9,000円を計上いたしました。6目売店収益は、1,041万6,000円減の2,332万5,000円を計上いたしました。

次に、3項特別利益1目その他特別利益でございますが、旧A棟の解体工事費1億951万 2,000円の2分の1の額の5,475万6,000円を市町村負担金として計上いたしました。

次に、16ページ中段の表をご覧ください。病院事業費についてご説明申し上げます。 1 款病院事業費用は、前年度比9.2%、 3 億2,782万7,000円増の38億7,947万8,000円を計上いたしました。一項医業費用は、647万1,000円減の34億9,205万1,000円を計上し、うち、1 目給与費は、3,194万4,000円増の23億3,419万2,000円を計上いたしました。

2目材料費は、薬品費及び診療材料費等で657万5,000円増の5億5,146万2,000円を計上いたしました。3目経費は、光熱水費・修繕費・委託料等で8,344万2,000円減の4億3,851万5,000円で、減額の主な理由として、前年度において救急棟・管理棟建設に伴う備品の整備や空調設備の修理などが終了したことによるものです。

4目減価償却費は、3,602万1,000円増の1億5,151万9,000円を計上いたしました。増額の主な理由として、会計制度の見直しにより、補助金等のみなし償却分の償却を始めたことによるものでございます。

- 5 目資産減耗費は、243万1,000円増の776万3,000円を計上いたしました。
- 6目研究研修費は、前年度と同額でございます。

次に、2項医業外費用は、182万4,000円増の5,495万2,000円を計上し、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、356万4,000円増の2,325万5,000円を、2目売店費用は、770万円減の1,750万円、5目長期前払消費税勘定償却は、会計制度の見直しにより繰延勘定償却から科目変更され、206万7,000円増の450万2,000円を計上いたしました。3項特別損失1目その他特別損失は、平成26年度に限り計上しておりまして、旧A棟の解体工事費1億951万2,000円と、固定資産除却費9,968万3,000円及び会計制度の見直しによる期末勤勉手当等1億2,328万円の合計3億3,247万5,000円を計上いたしました。

よって、一番下の表の経常収支では1億923万4,000円の黒字となるものの、解体工事関係 や会計制度の見直しにより、特別損失を含めた当期純損益では1億6,848万5,000円の純損失 を予定しております。

なお、今後の病院経営の見通しですが、赤字見込みとなる年度は解体・駐車場整備事業の 新規事業と会計制度の見直しに伴う平成26度のみを想定しております。

次に、17ページをご覧ください。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

初めに、資本的支出から説明させていただきます。下段の表をご覧ください。 1 款資本的支出は前年度対比マイナス62.8%、 5 億7,510万3,000円減の 3 億4,109万3,000円で、うち1項建設改良費1目資産購入費は、医療機器等の整備で1,000万円減の6,000万円を計上いたしました。人工呼吸器や、患者監視装置等の医療機器の購入を予定するものでございます。

2目の駐車場造成工事費は、旧A棟解体後の跡地を駐車場にしようとするもので、6,876万4,000円を計上いたしました。2項の企業債償還金1目企業債償還金は、279万9,000円増の1億9,732万9,000円を計上し、3項投資1目その他投資は、看護師の修学資金貸付金で1,500万円を計上いたしました。この貸し付けは平成24年度から実施しているものですが、この間、貸借対照表のみで表しておりましたが、本年度予算より投資において予算化すべきことが明確になったことから、平成24年度の貸付者である大学生5名分600万円と、平成25年度の貸付者大学生3名分・短大生1名分の420万、それから平成26年度分として、大学生あるいは短大生分の480万円の合計1,500万円を計上いたしました。

次に、資本的収入をご説明いたします。上段の表をご覧ください。

1 款資本的収入は、前年度対比マイナス71.6%、5億8,103万4,000円減の2億3,025万2,000円で、うち1項企業債1目企業債は、駐車場造成工事分として6,870万円を計上いたしました。

2項市町村負担金1目市町村負担金は、813万4,000円減の1億6,155万2,000円を計上いた しました。これは、建設改良費と企業債元金償還に係る市町村からの負担金で、その内訳は、 企業債元金が1億3,155万2,000円と、医療機器等の資産購入費3,000万円でございます。な お、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,084万1,000円は過年度分損益勘定留保 資金等で補填するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 ここで暫時、休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明は終わりました。

引き続き質疑に入りますが、ただいま議題となっております議案第5号から議案第8号の 4件につきましては、議会運営委員会の意向を尊重し、質疑終了後、委員会に審査を付託す る予定でありますので、詳細についてはその委員会で行うこととし、本議場では総括的な質 疑といたします。

まず、議案第5号について質疑を許します。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第6号について質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託 し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第7号について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、企業常任委員会に付託 し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は企業常任委員会に付託することに決定しました。

最後に、議案第8号について質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第8号は、企業常任委員会に付 託し、休会中に審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は企業常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。なお、総務常任委員会の方々は第1研修室へ、企業常任委員会の方々は第2研修室へ、それぞれお集まりください。

再開は1時15分とします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時15分

○議長 お揃いでございますので、休憩前に引き続いて会議を開きます。

休憩中に、各常任委員会が開かれ、委員会に付託されました案件について、2月12日午後3時から当組合管理棟において、それぞれ委員会を開催し、審議を行う旨、両委員長から通知がありましたのでご報告をいたします。

日程第14、議案第9号 長生農業者研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する 条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長(風戸博恭君) 議案第9号 長生農業者研修センターの設置及び管理に関する条

例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

長生農業者研修センターは、昭和47年に千葉県が地域農林業センター整備事業として設置 し、長生郡市広域市町村圏組合が建物を借り受け、各種農業研修や市町村の職員労働研修等 に活用してまいりましたが、類似施設が市町村等に整備されたことなどによる利用者の減少、 建物の老朽化等により平成22年3月末をもって休館といたしました。

このことから、千葉県へ建物を返還すべく交渉をしてまいりましたが、今年度末までに千葉県により建物を解体することとなりました。よって、平成26年3月31日をもって県との県有財産貸付契約を終了し、長生農業者研修センターの廃止に伴い、長生農業者研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

また、条例の廃止に伴い、関係する議会委員会条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を併せて改正するものです。改正の内容でございますが、 参考資料の1ページ、新旧対照表をご覧ください。右の現行欄でございますけれども、議会 委員会条例第2条総務委員会の所管事項から農業者研修センターを削除するものです。

続きまして、2ページ、新旧対照表、同じく現行欄をご覧ください。特別職の職員で非常 勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表、長生農業者研修センター運営委員長及び長 生農業者研修センター運営委員を、それぞれ削除するものです。なお、この条例は平成26年 4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第9号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ討論を終結します。

これより採決いたします。議案第9号 長生農業者研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第10号 長生郡市保健センター夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長(風戸博恭君) 議案第10号 長生郡市保健センター夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、長生郡市保健センター夜間急病診療所の施設の老朽化や狭隘を解消し、インフルエンザなどの感染症にも対応できる施設とするなど、既存の会議室を活用し拡張改修を行ったことから、この会議室を廃止するため所要の改正をするものです。改正の内容でございますが、参考資料の新旧対照表 1ページの現行欄をご覧ください。

夜間急病診療所会議室の廃止に伴い、第4条第2項会議室で行う業務の規定及び2ページの第6条会議室の使用許可の規定を削除し、これに関連する諸規定の改正を行うとともに、 条文の削除に伴う整理をしようとするものでございます。なお、この条例は平成26年4月1 日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第10号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決ください ますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決いたします。議案第10号 長生郡市保健センター夜間急病診療所の設置及び 管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成 の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長(風戸博恭君) 議案第11号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定 について、ご説明申し上げます。

本案は、長生農業者研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止及び長生郡市保健センター夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。改正の内容となりますが、参考資料の1ページ、新旧対照表の現行欄をご覧いただきたいと思います。

長生農業者研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止、長生郡市保健センター夜間 急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正により、別表第1の農業者研修センター 及び保健センターの講堂を削除し、併せて関連する備考欄1から3を削除するものです。

2ページをお開きください。

新旧対照表の現行欄でございますけれども、別表2の宿泊手数料につきましても、長生農業者研修センターの廃止により削除するものでございます。2ページから8ページまでの消防手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本

組合も同様に改正するものでございます。なお、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第11号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決ください ますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ討論を終結します。

これより採決いたします。議案第11号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制 定について、を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第12号 長生郡市広域市町村圏組合障害程度区分認定審査会の設置及び委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

風戸事務局長。

○事務局長(風戸博恭君) 議案第12号 長生郡市広城市町村圏組合障害程度区分認定審査会の設置及び委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害程度区分について、平成26年4月1日から、その名称が障害支援区分に改められることから、

所要の改正をするものです。また、本条例の改正に伴い、関係する特別職の職員で非常勤の 者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を併せて改正するものです。

改正の内容でございますが、参考資料の1ページ、新旧対照表をご覧ください。表題を含めました関連する箇所の名称を改正するものです。

続きまして2ページをご覧ください。関係する特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正しようとするものです。報酬の額等に変更はありませんが、 審査会の名称を改正するものです。なお、この条例は平成26年4月1日から施行しようとす るものです。

以上、議案第12号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決ください ますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決いたします。議案第12号 長生郡市広域市町村圏組合障害程度区分認定審査 会の設置及び委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を原案のとお り決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第13号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙橋消防長。

○消防長(髙橋 茂君) 議案第13号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、 ご説明申し上げます。

このたび、消防法施行令の一部が改正され、検定対象機械器具の消防用ホース・結合金具・漏電火災警報機が自主表示対象機械器具に移行し、新たに、全住宅に設置を義務付けられている住宅用防災警報機が検定の対象機器に追加されました。この改正で検定対象機械器具の品目が見直されたことにより、火災予防条例第29条の4第4項に規定する号番号に変更が生じたため、基準に従い火災予防条例を別紙の火災予防条例新旧対照表のとおり改正するものです。なお、この条例は平成26年4月1日から施行となります。

以上が本案の改正内容です。よろしくご審議の上、ご可決いただけますようお願い申し上 げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第14号 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格を定める条

例の制定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

髙橋消防長。

○消防長(髙橋 茂君) 議案第14号 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防署長の資格 を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

このたび、消防組織法の第15条が改正され、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格が市町村の条例で定めることとされ、条例制定に当たりましては、新政令で定める基準を参酌するものと規定されました。この基準に従い、県内の消防本部と情報交換を行いながら、当消防本部の実情に応じまして慎重に検討した結果、別添の新政令で定める消防長及び消防署長の資格基準の中で、消防団員の条文につきましては、常備消防が設置されていない市町村に対して、消防団員の任免を許容した内容となっているため削除し、消防職員の職名及び階級は当消防本部の実情に見合ったものに変更いたしました。

お手数ですが、議案第14号の中段の本文をご覧ください。長生郡市広域市町村圏組合消防 長及び消防署長の資格を定める条例の第1条では、本条例の趣旨についての条文、次の第2 条・第3条が消防長と消防署長の資格を定める条文となります。消防長の資格としまして、 第2条消防長の資格は、次のとおりとする。1号長生郡市広域市町村圏組合消防職員として 消防事務に従事した者で、消防署長の職または消防本部における消防署長の職と同等以上と 認められる職に1年以上あった者であること。2号構成市町村の行政事務に従事した者で、 市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められ る職に2年以上あった者であること。

消防署長の資格としまして、第3条消防署長の資格は、長生郡市広域市町村圏組合消防吏員として消防事務に従事した者で、消防指令長以上の階級に1年以上あった者であることとする。附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上が、新しく制定する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決いただき ますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければ討論を終結します。

これより採決いたします。議案第14号 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防署長の 資格を定める条例の制定について、を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めま す。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、を議題といた します。

ここで地方自治法第117条の規定によって、7番・森佐衛君には、暫時退場をお願いいた します。

(森 佐衛君退場)

○議長 提案理由の説明を求めます。

管理者田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 議案第15号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご 説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました三橋昌好氏が、去る平成25年12月12日をもって退任され、空席となったことに伴いまして、その後任に組合議員であります森佐衛氏を監査委員に選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。森氏は広域行政に精通され監査委員に適任であると考えますので、議員各位の賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました三橋氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なるご尽力を賜りましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、これより採決いたします。議案第15号 監査委員の選任につき同意 を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり同意されました。

森佐衛君の入場を認めます。

(森 佐衛君入場)

○議長 7番・森議員にお知らせいたします。

監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。監査委員の紹介 をいたします。森監査委員より、ご挨拶をお願いします。

- ○監査委員(森 佐衛君) 一言、ご挨拶申し上げます。監査委員に就任しました森でございます。私、過去にも広域議会で監査委員をさせていただいておりました。その経験を生かしまして職務を全うしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、 挨拶といたします。よろしくお願いいたします。
- ○議長 日程第21、議案第16号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者・田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 議案第16号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご 説明申し上げます。

本案は、当組合の現監査委員であります岩名地良弘氏の任期が、本年3月31日で満了となることから、後任として白井伸夫氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございま

す。白井氏は債務事務に精通され監査委員に適任であると考えますので、委員各位の賛同を お願いする次第でございます。

なお、3月31日をもって退任されます岩名地氏におかれましては、監査委員として3期12年にわたり組合運営に多大なるご尽力を賜りましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題になっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、これより採決いたします。議案第16号 監査委員の選任につき同意 を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり同意されました。

日程第22、議案第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者・田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 議案第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、をご説明申し上げます。

本案は、当組合の教育長であります古谷一雄氏の教育委員会委員の任期が、本年4月30日で満了となることから、その後も引き続き古谷氏を任命したく、議会の同意を求めるものでございます。古谷氏は長年、教職や教育行政に携わり、当組合の教育委員会委員に適任と考えられるものでございます。

以上、説明申し上げました。よろしくお願いします。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題になっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、これより採決いたします。議案第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり同意されました。

日程第23、休会の件、を議題といたします。

お諮りいたします。

明日、11日から24日までは、各常任委員会による予算審査並びに報告書作成等のため、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、25日午後3時30分から開会いたします。本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまです。

午後 1時45分散会

平成26年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成26年2月25日

1 出席議員

1番	腰	JII	日日	出夫	君		2番	金	坂	道	人	君
3番	鈴	木	敏	文	君		4番	ます	だ	よし	んお	君
5番	伊	藤	すす	トむ	君	(6番	常	泉	健	_	君
7番	森		佐	衛	君		8番	鵜里	澤	_	夫	君
9番	市	原	重	光	君	1	0番	岡	澤	宏	_	君
11番	中	村	秀	美	君	1	2番	東	間	永	次	君
13番	北	田	頼	光	君	1 -	4番	大多	和	秀	_	君
15番	関		民之	之輔	君	1	6番	神	崎	好	功	君
17番	松	﨑		勲	君	1	8番	松	崎	剛	忠	君

2 欠席議員

なし

3 説明員

君 管 理 者 中 豊 彦 君 副 管 理 者 玉 Ш 孫一郎 田 理 者 武 君 管 理 者 髙 陽 君 副 管 市 原 副 小 副 管 理 者 林 和 雄 君 副 管 理 者 成 嶋 尚 武 君 院 事 者 副 管 理 平 野 貞 夫 君 桐 谷 好 直 君 理 事 戸 博 恭 務 局 長 風 君 消 長 髙 橋 茂 君 防 関 君 部 長 浩 病院事務部長 澤 与志隆 君 水 道 尚 消防本部次長 喜 佐久間 務局次長 藤 乗 裕 君 重 光 君 (消防本部総務課長) 事務局副参事 水道部次長 髙 梨 芳 君 小 倉 健 君 (事務局総務課長) 消防本部副参事 水道部管理 村 松 仁 君 御園生 俊 君 (消防本部警防課長) 病院総務課長 葛 樹 明 桂 君 環境衛生課長 山 本 俊 君 消防本部予防 鈴 鹿 達 雄 君 長南聖苑所長 松 野 武 久 君 長 視聴覚教材センター所長 保健センター 冨 塚 昌 男 君 中 君 田 宏 長 所 温水センタ 進 藤 雄 君 会計管理者 丸 夫 君 正 所

教 育 長 古 谷 一 雄 君

4 事務局職員

 議
 会
 御園生
 清
 君

 事
 務
 局
 長
 御園生
 清
 君

 書
 記
 河
 野
 郁
 夫
 君

議 事 日 程

平成26年2月25日 午後 3時30分開議

第 1 付託案件の総括審議

第 2 閉会中の所管事務調査申し出の件

追加日程

第 1 議長辞職の件

第 2 議長の選挙

第 3 議案第18号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○副議長 本日はご苦労さまです。

諸般の事情により、副議長の腰川が開会いたします。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

先ほど、総務常任委員会が開催され、関民之輔議員が互選により委員長に選任されました。 以上で、諸般の報告を終わります。

午後 3時30分開議

○副議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、18名であります。よって定足数に達し、会議は成立いたしました。

本日の日程を申し上げます。日程は、先般お手元に配付してありますが、議会会議規則第 21条の規定によって、日程の順序変更及び追加をしようと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

議事日程は、変更及び追加することに決定しました。

お手元に追加日程案を配付させてありますので、案を消し、ご使用いただきたいと存じます。

これより日程に入ります。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

これは、2月19日、長生郡町村議会議長会において、役員改選されたことに伴うものであります。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、関民之輔君には暫時退場をお願いいたします。

(関 民之輔君退場)

○副議長 会議規則第139条の規定によって、関民之輔君から平成26年2月21日付にて、辞表 が提出されております。

お諮りいたします。

議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、関民之輔君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

関民之輔君の入場を許します。

(関 民之輔君入場)

○副議長 ただいま、議長を辞職いたしました関民之輔君におかれましては、議長の重責を担い、円滑なる議会運営と広域行政の発展のためにご尽力をいただきましたことに対し、心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

ここで、議長を辞職いたしました関民之輔君から、ご挨拶がございます。よろしくお願い します。

- ○15番(関 民之輔君) このたび、議長職を辞することになりました長柄町の関でございます。平成24年11月の定例議会で信任をいただき、以降、議長職として広域議会運営に携わることができました。在任時は茂原市の議長さんや各町村議会代表の議員の皆様のご支援、また、各市町村長の協力により職務を全うすることができました。大変お世話になりました。これからは、一議員として、皆様とともに活動したいと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。整いませんが辞任の挨拶とさせていただきます。
- ○副議長 ありがとうございました。

次に、追加日程第2、議長の選挙を議題といたします。

ただいま、組合議長が欠員となっておりますので、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと 思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選とすることと決定いたしました。

指名の方法については、本職において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定をいたしました。

議長に、森佐衛君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました森佐衛君を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました森佐衛君が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました森佐衛君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長の紹介をいたします。

森議長に、当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

○議長 一言ご挨拶申し上げます。

浅学非才な私でございますが、大役を務めることに相なりました。皆様方のご指導、ご協力を賜り、円滑な議会運営を務めたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。 簡単ですが、私からの挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

- ○副議長 ただいま、新議長が決まりましたので、私の職務がこれで終了いたします。 新議長と交代いたします。ありがとうございました。
- ○議長では、よろしくお願いいたします。

会議を続けます。

日程第1、付託案件の総括審議を議題といたします。

議案第5号から議案第8号については、それぞれ所管の委員会に審査を付託してありますので、その審査の経過並びに結果について、各委員長より報告を願います。

まず、総務常任委員会委員長に報告を求めます。

総務常任委員会委員長、関民之輔君。

○総務常任委員会委員長(関 民之輔君) 総務常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案第5号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般 会計予算並びに議案第6号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事 業費予算について、管理者ほか関係職員の出席を求め慎重に審査いたしました結果について、 ご報告をいたします。

平成26年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億8,300万円余であり、前年度比 0.1%、400万円余の減となっております。内容といたしましては、消費税8%への増税、大 芝土地区画整理事業賦課金、新し尿処理場建設にかかわる委託料や、粗大ごみ処理施設運転 管理業務委託料等が増加した一方で、ごみ処理施設起債等の一部償還終了に伴う公債費が減 少したことによる減額となることでございます。

初めに、管理者への総括質疑を行いましたので、その内容について申し上げます。

「特徴的事業の概要及び温水センター運営事業の選定方法と評価についての方針を伺いたい。」との質疑に対し、「新事業としては、処理場施設建設にかかわる施設整備等の計画策定業務委託や、消防団員の待遇改善の一環から消防団員の夏用活動服の導入等を予算化しました。

次に、温水センターの民間貸し付けについては、賃料の免除申請がありましたが、管理者 会議に諮り、却下し賃料を請求しました。これに対し、貸付業者の代理人弁護士から、異議 申し立てと減免申請がありました。長生広域では、当方の弁護士に相談し、申請却下の通知 を送付する予定です。

なお、事業方式の事業者の選定は、民間貸付と指定管理の提案を、議員代表・市町村長及 び地元自治会長で構成した委員会で選定しました。地元業者でプールの事業実績もある上に、 歳入が望めたことから選定されたものです。

今後、契約履行や支払いの交渉に務め、また、利用者の皆様に迷惑のかからないように努力してまいります。」との答弁がありました。

以上で、管理者への質疑応答でありました。

次に、担当部署ごとに審査を行い、その中で質疑応答がありましたので、要約して申し上 げます。

「温水センタープール棟屋上防水工事の必要性は。」との質問に対し、「民間貸付契約の中で、屋根や躯体部分に限り長生広域で修理することとなっており、昨年あたりから雨漏りが頻発していることから、施設管理上必要です。」との答弁がありました。

次に、「大芝土地区画整理事業賦課金については。」との質問に対し、「この事業の工事 費等の資金を金融機関から借り入れ、保留地の売却で返済予定でしたが、地価の下落に伴い 返済が出来なくなってしまいました。昨年末、金融機関の特定調停が成立し、組合員から賦 課金を徴収し事業を整理するものです。」との報告がありました。

次に、消防費ですが、「出初め式司会委託の必要性と消防団員の報酬の改善の考え方について。」との質疑に対し、「出初め式では、消防団担当職員は不測の事態に備えるとしました。また、団員報酬でも、改善については団員の安全装備品の充実を急務とし、受令機の配備に続き、夏の活動服等の配備を優先させました。報酬改善は、今後、協議・検討を進めてまいります。」との答弁がありました。

続きまして、議案第6号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事

業費予算の概要について申し上げます。

平成26年度特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,000万円余であり、起債の償還終了により、前年度比25.9%、4,600万円余の減となっております。

審査では、「長南聖苑の借地の見通しについて。」との質疑に対し、一部の借地賃料の値下げは、長い交渉の末、裁判所の調停により平成32年まで8年かけて評価額までに下げることとなっております。」との答弁がありました。

以上、質疑応答並びに意見等を踏まえ、本委員会は、平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算案並びに平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算案を、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長 次に、企業常任委員会委員長に報告を求めます。

企業常任委員会委員長、東間永次君。どうぞ、お願いします。

○企業常任委員会委員長(東間永次君) 企業常任委員会に審査を付託されました議案第7号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算及び議案第8号 平成26年度長生郡 市広域市町村圏組合病院事業会計予算について、審査の経過並びに結果について報告いたし ます。

去る2月12日午後3時から、組合管理棟第2研修室におきまして、副管理者の長南町長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

最初に、平成26年度水道事業会計予算でありますが、業務量については景気は徐々に回復機運にあるものの、人口の減少等により給水人口は前年度比0.6%減、年間総給水量では0.5%の減量で見込まれており、収益的収入については前年度比3.6%、支出で3.1%の増となっております。また、資本的収入については前年度比8.9%、支出で8.2%の減になっております。

主な建設改良事業では、老朽管布設替え工事等で約5.4キロメートルを実施し、石綿セメント管の全量更新に向け進めております。

次に、審査の過程におきまして議論となりました主な事項について、要約して申し上げます。

まず、地下水源の重要性を再認識し、適正な管理に努め、安心・安全な飲料水の確保に努めるとともに、老朽管(石綿セメント管)の更新工事・経年管布設替え工事を計画的に推進すること。高料金対策として、県補助金を受け同額の負担金を構成市町村にお願いをしてい

る。水道料金は、千葉県内の水道事業では中間くらいの料金であり、水源確保のための負担であるが、4月からの消費税増もあるので、安価で受水できるよう関係する水道事業者と協力してまいります。

以上が、水道事業会計で審議された内容であります。

続きまして、平成26年度病院事業会計予算でありますが、業務量は病床数180床、年間患者数のうち入院で前年度比3.0%、外来患者数で前年度比2.6%の減となっております。収益的収入で前年度比2.0%、支出で前年度比9.2%増となり、当期純損益1億6,848万5,000円の赤字予算となっております。資本的収入で前年度比71.6%、支出で62.8%の減となっております。

次に、審査の過程におきまして、議論となりました主な事項について、要約して申し上げます。

新A棟新設並びに医療機器の充実を図ることで、急性期を担う中核的病院としての圏域住民の期待は大きいと考えます。しかし、施設設備の充実が図られたものの、医師・看護師の確保が最も重大な課題であり、26年度で新たに医師・看護師確保対策室を設け、院長を中心に関係機関の協力を得ながら推進するとのこと。旧A棟の解体及び利用者の駐車場整備を行うこと等に伴い、当期純損益1億6,848万5,000円の赤字計上をしているが、今年度だけであり、構成市町村負担金としてお願いすることは考えていないとのこと。職員一人ひとりが改革意識を持ち、経営改善に取り組み、圏域住民の医療向上に努めること。

以上が病院事業会計で審議された内容であります。

本委員会は、審議内容等を踏まえ、平成26年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算及び平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算について、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、企業常任委員会の報告を終わります。

○議長 以上で各委員会の報告は終わりました。

ただいまの各委員会の報告に対し、一括して審議を許します。 ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長ないようですので、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長ないいようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第5号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員。

したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号の採決をしますが、この採決には組合規約第8条の2が適用されます。 採決します。

議案第6号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員。

したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員。

したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

最後に、議案第8号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算について、 委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員。

したがって、議案第8号は委員会報告のとおり可決されました。

追加日程第3、議案第18号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、を議題と いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、13番・北田頼光君には、暫時退場をお願い いたします。

(北田頼光君退場)

○議長 提案理由の説明を求めます。

管理者・田中豊彦君、お願いします。

○管理者(田中豊彦君) 議案第18号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提 案理由をご説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました森佐衛氏が、去る平成26年2月21日をもって 退任され、空席となったことに伴いまして、その後任に組合議員であります北田頼光氏を監 査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

北田氏は、広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えますので、議員各員の賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました森氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なるご尽力 を賜りましたことに、衷心より御礼申し上げます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題になっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、 委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、これより採決いたします。

議案第18号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを、原案のとおり同意する ことに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり同意されました。

北田頼光君の入場を認めます。

(北田頼光君入場)

○議長 13番・北田議員にお知らせいたします。

監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。 監査委員の紹介をいたします。北田監査委員よりご挨拶をお願いいたします。

- ○監査委員(北田頼光君) ただいま、私に選任の採決をいただき、大変な大役を仰せつかりました。一生懸命頑張らさせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長 日程第2、閉会中の所管事務調査申し出の件を議題といたします。

先般、総務常任委員会委員長並びに企業常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定 に基づき、閉会中における所管事務の調査研究の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究をすることにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会にかかわる会議録の調製に当たり、字句その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、議長に委任していただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

これをもって、平成26年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。 どうもご苦労さまでした。

午後 4時36分閉会